

近畿地連友好祭典開催！！時の窓

近畿地連は、4月20日(土)、大阪府堺市で「近畿友好祭典2013」を開催しました。

新採用職員をはじめ、近畿地連管内の青年と地連役員、青年協常任委員も参加して総勢50名以上の青年が集まりました。

今年の友好祭典では、体を動かし、美味しいご飯を食べようという目的のもと、ドッジボール大会と青空の下でのバーベキューを行いました。ちなみに、おそらくみんな久しぶりのドッジボールだと思うので、ソフトバレーボールを使いました(笑)

参加呼びかけのときは「ドッジボールか…」と乗り気でなかった人も、いざ試合をしてみると、結構みんな必死でしたよ(^^)

試合結果によって、このあとのバーベキューで追加される食材が変わるため、みんな真剣勝負！！



火をおこすのも班ごとに！意外とスムーズにいきました。

バーベキューで用意したお肉はなんと16kg!!追加された食材は天然エビ・メロン・ししゃもでした。



～参加者からの感想～

- ・久々に採用同期に会うことができました。
- ・またこのような機会があれば、ぜひ参加したいです！！
- ・エビ、美味しかったです！
- ・久しぶりのドッジボール、白熱して楽しかったです♪
- ・明日、筋肉痛になりそうで



全司法青年協

検索



～期末・勤勉手当について～

♪はじめに♪

6月28日(金)、半年に1回のボーナスが支給されました!!...でも、「ボーナスってどうやって決まっているのかよくわからない」って方もいると思います。

そこで、ボーナスについて学習して、私たち青年協がどのようなことを要求しているか一緒に確認していきましょう。

Q1 そもそもボーナスって何?

ボーナスとは、期末手当と勤勉手当の総称で、民間における賞与等の特別給に見合うものとして支給されています。期末手当は、いわゆる一律支給分に相当する手当で、在職期間に応じて支給されており、勤勉手当は、成績査定分に相当する給与で、人事評価の結果と勤務の状況に応じて支給されています。

このボーナスは、人事院によって、年1回、民間の支給実績が調査され、民間と均衡が保たれるよう支給割合が調整されています。

Q2 ボーナスの計算方法ってどうなっているの?

【期末手当】

支給額＝(俸給の月額＋扶養手当の月額＋地域手当の月額＋広域異動手当の月額＋役職段階別加算額＋管理職加算額)×(期末支給割合)×(在職期間別割合)

【勤勉手当】

支給額＝(俸給の月額＋地域手当の月額＋広域異動手当の月額＋役職段階別加算額＋管理職加算額)×(期間率)×(成績率)

☆ポイント☆

○ 賃下げ特例法による減額について

現在は、賃下げ特例法により、期末手当と勤勉手当とも一般職は一律9.77%減額されています。

○ 役職段階別加算って何?

→ 民間の支給割合の実態をみると役職段階別によりかなりの差があり、支給割合を正確に均衡させるために支給されているものです(3級:5%、4級と5級:10%、6級と7級:15%、8级以上:20%)。

○ 管理職加算って何?

→ 役職段階別加算とは別に、民間における特別給支給月数が役職に応じてより多くなっていることを踏まえて、支給割合を正確に均衡させるために、支給されているものです(7级以上:10%、15%又は25%)。

青年協では、従前から期末支給割合の引き上げと役職段階別加算・管理職加算を廃止し、全職員の一時金改善にあてることを要求しています。

Q3 支給割合の今までの推移は?

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
月数	4.4月	4.4月	4.45月	4.45月	4.5月	4.5月	4.15月	3.95月	3.95月	3.95月

Q4 これからボーナスはどうなるの?

賃下げ特例法による減額は来年3月までとされていますが、実際にどうなるかは不透明です。青年協としては、引き続き全司法本部と一体となって、賃下げ特例法による減額を早期に廃止するよう訴え続けていきます。また、支給割合については、今年の夏も人事院の調査が発表されると思います。今後の動向についてみんなで注視し、期末・勤勉手当がより良いものとなるよう、団結して要求していきましょう。

自分の支給率は?

勤勉手当支給率が知りたい方は、全司法新聞第2174号(2013年6月20日発行)の4面をご覧ください。

「勤勉手当支給率調査票」が掲載されていますので、2013年6月期の一時金支給明細と6月分の給与明細書を準備し、計算してみましょう!!

次号予告～時の窓161号～
7月12日(金)発行
第4回常任委員会&最高裁給与課長
交渉の報告です。